令 和　年寄附分　市町村民税
道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

提出日　令和　年　月　日 福井県小浜市長　殿		整理番号	
住　所 （住民税が課税される住所）		フリガナ	
		氏　名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の２（第314条の７）第２項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると見込まれる者をいいます。

⑴　特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

申請は下記3パターンからお選びいただけます

① マイナンバーカードをお持ちの方

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

「マイページアクセス用二次元コード」からご申請ください。

マイページアクセス用二次元コード

② マイナンバーカードをお持ちでない方

全部アップロード申請をご利用いただけます。

「マイページアクセス用二次元コード」から、申請書と確認書類をアップロードください。

③ 書類提出にて申請される方

本申請書と確認書類をご提出ください。

確認書類は、「個人番号確認書類」「本人確認書類」が必要となります。

※寄附をした年の 翌年1月 10 日（必着）まで にご提出ください。

小浜市

確認書類追加貼り付け用紙

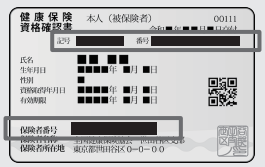
整理番号 _____ **氏名** _____

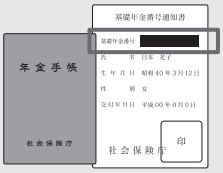
■個人番号確認書類：個人番号の記載場所・各注意点 （□：個人番号記載箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
		
個人番号は裏面に記載されています。	※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用いただけます。	自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■本人確認書類：顔写真付きの確認書類をお持ちでなく、資格確認書や年金手帳のコピーを送付される場合の注意点（□：塗り潰し必要箇所）





※個人情報保護のため、基礎年金番号、保険者番号や被保険者等番号が記載されている書類の写しを提出される際は、該当箇所を黒く塗り潰すなどしてください。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内（2025年12月1日まで）に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

確認書類貼り付けの際は、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置

貼り付け位置

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

ワンストップ特例制度を利用される方につきましては、**申請書にマイナンバー（個人番号）の記入と本人確認書類の添付が必要**となります。必要書類をご準備の上、返送をお願いいたします。

個人番号・本人確認書類については、下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。
※ワンストップ特例申請書裏面の個人番号の記載場所・各注意点もあわせてお読みください。

パターンA

1 マイナンバーカード（写し）（裏面）



ICチップが付いています

マイナンバーが記載されています

＋

2 マイナンバーカード（写し）（表面）



顔写真が付いています

「個人番号カード」と記載されています

パターンB

1 マイナンバー通知カード（写し）もしくは 住民票（マイナンバー記載あり）（写し）

緑の文字で「通知カード」と記載されています



マイナンバー通知カード

どちらか



住民票（マイナンバー記載あり）

マイナンバーが記載されています

※マイナンバー通知カードの裏面に住所変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

＋

2 免許証（写し）もしくは パスポート（写し）

写真がある面をコピーしてください



免許証

どちらか



パスポート

※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。

パターンC

2 年金手帳 および 資格確認書 など 自治体が認める公的書類2点以上の写し



資格確認書

＋



年金手帳

※個人情報保護のため、基礎年金番号、保険者番号や被保険者等番号が記載されている書類の写しを提出される際は、該当箇所を黒く塗り潰すなどしてください。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内（2025年12月1日まで）に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

用意した書類のコピーをとりワンストップ特例申請書の下部に貼り付けてください。

ワンストップ特例申請書提出前に下記の確認をお願いします

No.	確認事項	チェック
1	記載されている**自治体名**は正しく記入されていますか？	☐
2	郵便番号、住所、名前、個人番号、生年月日は**控除対象者のもの**が正しく記入されていますか？ **※申請書の記載内容に間違いがありましたら二重線で消して修正内容をお書きください。** ※住所は、寄附した翌年の１月１日時点での住所地で記載をお願いいたします。	☐
3	**寄附日、寄附金額**は正しく記入されていますか？ ※一件の寄附につき１枚の申請書となります。同じ自治体に複数の寄附がある寄附者様は、お手数ですが１枚の申請書に合算せずにお送りください。	☐
4	本人確認書類は正しい組み合わせ（上記記載の**3パターンのいずれか**）でご用意されていますか？	☐
5	コピーした本人確認書類は、**はっきりと**読めますか？ ※文字が認識できない場合は不備扱いとなる可能性があります。	☐
6	同寄附内容ですでに**申請書をお送り済み**ではありませんか？ ※本書類は寄附のお申し込みをされた際にワンストップ特例申請書の郵送を希望された方にお送りしています。 ご自身でサイトより書類をダウンロードし郵送済みの方は本書類同封の申請書は送る必要はございません。	☐

※この紙は返送不要です。